

平成 22 年度久喜市特別職報酬等審議会の経過について

①平成 23 年 1 月 18 日

第 1 回久喜市特別職報酬等審議会

- i 市長が久喜市特別職報酬等審議会会長に「議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額について」諮問した。
- ii 審議会の概要説明、資料（市長等の給料、議員報酬）についての質疑応答。委員からの意見聴取。
- iii 答申の方向性について決定。

②平成 23 年 1 月 28 日

第 2 回久喜市特別職報酬等審議会

- i 資料（決算概要）についての説明。
- ii 答申内容の決定。

③平成 23 年 2 月 1 日

会長から市長に「久喜市特別職の報酬等の額について」答申した。





参考

現行の報酬等の額

1 市議会議員

議長	月額	445,000円
副議長	月額	385,000円
常任委員長及び 議会運営委員長	月額	370,000円
議員	月額	360,000円

(平成22年 3月23日適用)

2 市長、副市長

市長	月額	910,000円
副市長	月額	780,000円

(平成22年 3月23日適用)

3 その他(参考)

教育長	月額	700,000円
-----	----	----------

(平成22年 3月23日適用)

答申書



平成23年 2月 1日

久喜市長

田 中 暄 二 様

久喜市特別職報酬等審議会

会長 榎 本 善 司

久喜市特別職の報酬等の額について（答申）

平成23年1月18日付久人第2426号で諮問のありました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

# 答 申

## 1 議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長、議員の議員報酬

現行額に据え置くことが適当である。

## 2 市長、副市長の給料

現行額に据え置くことが適当である。

## 3 意見

本市の財政状況を考慮すると、今後も、厳しい財政運営が予想される場所であり、また、本市の現下の情勢は、合併して間もないことから、この時期に議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額を改定すべきではないと考えるところである。

なお、今後、議員報酬の額を改定する場合には、議会経費総額を考慮して検討を行うことが適当である。